

化学物質管理をめぐる現場の課題

労働安全・衛生コンサルタント 田 中 通 洋

1. リスクアセスメントの義務化

安全衛生管理における危険性又は有害性等の調査等（以下リスクアセスメント）の実施については、平成 17 年の労働安全衛生法の改正により、製造業など一定の業種は努力義務化された。

その後、平成 26 年の労働安全衛生法の改正により、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（法令で定められている「表示対象物」ならびに「通知対象物」）については、全ての業種でリスクアセスメントの実施が義務化（必要な措置を講ずることについては努力義務）された。

第57条の3（抜粋）

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

化学物質のリスクアセスメントのみが義務化されたこと、また業種を問わず、該当する化学物質を取り扱う全ての作業場面でリスクアセスメントの実施が義務化されたことから、行政の化学物質管理に対する関心の深さが読み取れる。行政が強い関心を持つ契機となったのは、平成 24 年に問題が表面化した、化学物質のばく露による胆管がんの発生である。この会社で洗浄剤として使用していた 1・2-ジクロロプロパンという化学物質は、問題が表面化した時点では有機溶剤中毒予防規則などの特別規則で規制を受けていなかった。再現実験の結果は、作業環境濃度が最大で ACGIH の許容濃度の 20 倍だったことが公表されている。

この事案は、様々な問題をはらんでおり、単純にどこに責任があったなどと言及することは出来ないが、化学物質管理に携わる全ての人に対し、次のようなことを再認識することを促すこととなった。一つは、法令で規制されている化学物質だけが危なくて、規制されていない化学物質は危なくないといった単純な話ではないということ。そして、つねに最新の安全データシート（以下 SDS）で化学物質そのものの危険性・有害性を把握すると共に、実作業におけるばく露の程度をよく踏まえてリスク評価を行い、その結果を職場の全員で共有しておくこと。

リスク評価が高かった事案は、本質安全化（取り扱う作業を中止する、あるいは工学的対策を施す）を主眼としたリスク低減措置を取ることが最終目標であることは確かだが、すぐにこのような措置を施すことが困難な場面も現実にはある。このことは、「必要な措置を講ずることについては努力義務に留まっている」という理由の 1 つかもしれない。そのようなことを考えた時、まずは残留リスクを職場の全員に正しく認識させることをリスクアセスメント活動の大きな意義と捉え、残留リスクに基づいた「守るべき決め事（管理的対策、あるいは保護具の使

用)」を励行させることに力を注ぐことが、早急に行わなければならない現場の大きな課題であるといえよう。

2. 口頭での伝達

危険性・有害性を始め、さまざまな化学物質についての情報が書かれている SDS を、何時でも誰もが利用できる状態にしておくことは大切なことである。しかしながら、ただ現場に備えておくだけで終わってしまっているといったことはないだろうか。また、SDS を現場に備えておくだけで、現場の作業員一人ひとりが必ず手にして内容を理解し、予防、あるいは緊急時にその情報を役立てることができるのだろうか。さまざまなことが書かれているややこしい SDS を現場に備えているだけでは、ほとんどの人は読まないと考えておいた方が良くだろう。薬局で買って来た売薬の説明書きに、端から端まで自らきちんと目を通す人はあまりいないのではないだろうか。

まずは、現場のリーダーが SDS の読み方を学んだうえで、内容を理解する必要がある。そのうえで SDS に書かれている特に大切な事柄、そしてリスクアセスメントの内容を、口頭で作業員の皆さんに伝える機会を設けてほしい。

そして、容器のラベル表示を基本において、特に大切な事柄をピックアップして掲示することを忘れてはならない。表示内容には、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく危険・有害性を表す絵表示を盛り込むことを心がける。さまざまな国籍の人が混在して仕事をする場面がますます増えていく中、化学物質管理にかかわらず、さまざまな場面で、国際標準に沿った誰もがわかる安全衛生対策を施すことが重要となってきた。すぐにはなじみにくいが、少しずつ世界の誰もが同じように理解できる方法を浸透させていくことに努力したい。

さらに掲示内容を、朝礼などで繰り返しリーダーが口頭で伝えることを励行する。作業員一人ひとりが危険・有害性を認識し、そのことを頭に入れて自然に行動できるようにするためには、口頭で繰り返し伝え、一人ひとりの頭に刷り込んでいくことが、化学物質管理にあっても欠かせないものである。

さまざまなマネジメントシステムが現場に導入されていく中で、体裁を整えること自体が目的（SDS であれば、いつも皆が参照できるように現場に備えておく）となってしまうと、作業員一人ひとりが大切な事柄をきちんと把握しているのかどうかといった、安全衛生管理上本質的に大切な点が忘れ去られているといった場面に時折出会うことがある。安全衛生管理はそもそも何のためにやっているのか、その目的を達成するためには具体的にどのようなことに注力する必要があるのか。自身の反省も含めて、改めて基本に立ち返ることの大切さを痛感する。

3. 危険・有害性のある化学物質を使用して行う仕事の意義

SDS に書かれている特に大切な事柄、そしてリスクアセスメントの内容を作業員の皆さんに一通り説明した後、「なんでそんな危ない化学物質を使い、保護具のようなじゃまなものを身につけてまで危険な作業をしないとイケないのか？」という質問が投げかけられた時、リーダーはどのように答えれば良いのか。私がこの質問に的確に回答するためには、さらなる精進が必

要だと自覚しているが、おぼろげながら次のようなことかと理解している。「サリンのような何の役にも立たない化学物質は、世の中から完全に無くさなければならない。一方で、職場で幅広く使われている化学物質を、きちんと設備対策などを施した上で注意深く使い、社会に役立つ素晴らしい製品を作ること、あるいは社会にとってとても重要な構造物をつくるといったことは、人間にしかできないとても大切な仕事なのではないだろうか」。

この説明が正解かどうかは別として、冒頭の質問は、リーダーが自身の職場で行われている仕事の意義をよく自覚し、その上で日々の指揮にあたっているのかどうかと問われている質問だと理解し、自分なりに考えをきちんとまとめ、職場の皆さんが納得する説明ができるようにしておく必要がある。このことが、リスクコミュニケーションを円滑に進める上で最も大切なことといえる。

4. 特別規則で規制されている化学物質管理状況の確認

平成 27 年 9 月 18 日に公表された「危険性又は有害性等の調査等に関する指針（厚生労働省 公示第 3 号）」中の、「9 リスクの見積り」の（1）のア～ウには、要約すれば次のようなことが書かれている。

- ア 化学物質が労働者に危険を及ぼし、又は健康障害を生じるおそれのある程度（発生可能性）と危険または健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法
- イ 労働者が化学物質にさらさせる程度（ばく露の程度）及び化学物質の有害性の程度を考慮する方法
- ウ ア又はイに掲げる方法に準ずる方法

アは定性的な評価方法、イは定量的な評価方法、ウについては、具体的な方法として次のようなことが指針に書かれている。

- (A) 危険又は健康障害のための具体的措置が関係法令に規定されている場合に、当該措置の履行状況を確認する方法
- (B) 関係法令に規定されていない場合、法令に規定がある同種物質（SDS で確認）に係わる規定と照合し、実施状況を確認する方法

ここで大事なことは、(A)で、特別規則（有機則、特化則など）で規制を受けている化学物質については、規定に沿って管理が適切に行われているかどうかを確認することそのものが、リスクアセスメントだと説明していることである。まずは、規制を受けている化学物質がどのように使われているのか、ぜひ現場で確認してみしてほしい。表示対象物、通知対象物に頭を広げる前に、まずはこのことを徹底させることが第一歩なのではと感じる職場が、未だ数多く残されているということを実感している。

〈プロフィール〉

ミドリ安全株式会社 安全衛生相談室・室長，労働安全コンサルタント(化第 122 号)，労働衛生コンサルタント(工第 157 号)，2016.3～JIS 原案(労働安全衛生マネジメントシステム)作成に係る委員会・委員